

# 士別市家庭ごみ有料化実施計画



士別市ごみ減量化推進協議会・士別市主催  
平成30年度環境写真コンクール最優秀賞作品

平成31年（2019年）3月

士別市

## 目 次

はじめに.....	1
家庭ごみ有料化の目的と効果.....	2
第1章 実施の経緯.....	2
1 国・北海道の動向.....	2
2 士別市における動向とごみ減量化への取り組み.....	2
第2章 ごみ処理の課題と今後の取り組み.....	6
1 ごみの減量化、資源化による最終処分場の長期間使用.....	6
2 一般会計におけるごみ処理経費の占める割合の増加.....	6
3 高齢化の進展に伴う分別・排出困難者.....	7
4 収集回数の平準化.....	7
5 今後の取り組み.....	7
第3章 家庭ごみ有料化による効果.....	9
1 ごみの減量とリサイクルの推進.....	9
2 ごみ処理費用の負担の公平.....	9
3 ごみ処理にかかる経費の削減と施設の使用長期化.....	9
4 ごみの収集処理体制の維持.....	9
5 有料化によるごみの減量効果の維持.....	10
家庭ごみ有料化実施のあり方.....	11
第4章 家庭ごみ有料化の方法.....	11
1 実施時期.....	11
2 対象範囲.....	11
3 手数料負担のしくみ.....	11
4 士別市の指定袋の仕様.....	13
5 手数料収入の用途.....	13
6 減免措置.....	13
第5章 円滑な実施に向けた取り組み.....	14
1 市民への周知啓発の徹底.....	14
2 ごみ減量のため、家庭ごみ有料化に併せて実施する施策の拡充.....	14
3 評価と見直し.....	15
第6章 今後のスケジュール.....	15
第7章 粗大ごみ、直接搬入ごみの料金設定.....	15
資料編.....	17

はじめに

我が国では、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済システムにより、便利で快適な暮らしを手に入れた一方で、自然環境に多大な負荷を与え、地球温暖化などが世界的な問題となり、廃棄物処理対策が課題となっています。

このような状況のなかで国は、平成3（1991）年に「再生利用促進法」、平成7（1995）年に「容器包装リサイクル法」、平成12（2000）年に「資源有効利用促進法」を制定するなど、資源の再生を促進しています。

士別市では、ごみの適正処理により減量化と資源化を図るため、平成3年（1991）に「缶・びん」の分別を開始してから段階的に分別を細分化し、持続可能な循環型社会の形成を推進しています。

少子高齢化により財政規模が縮小するなかで、ごみの収集・処理に多くの費用を要していますが、現在の収集サービスの特徴である「戸別収集」は、地域に暮らす方々の見守りとしての機能もあることから、現在の収集体制の維持が必要です。

今後においては、人口減少による排出量の削減が見込まれるものの、さらなるごみの減量化と資源化を進めるとともに、この収集処理体制を維持するため、排出量に応じた受益者負担が必要と捉え「家庭ごみ有料化」を実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

今回の有料化により、ごみの「分別意識の啓発」と「適正排出」による減量化に努め、「再資源化率」を高めながら「リサイクルセンター」の効果的な運用を図るとともに、市民に分かりやすい収集体制を確立し、高齢化社会にも対応する分別・収集支援などにも取り組んでまいります。

計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました関係各位に対して、心からお礼を申し上げますとともに、計画の達成に向けて、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31(2019)年3月

士別市長 牧野 勇 司

# 家庭ごみ有料化の目的と効果

## 第1章 実施の経緯

### 1 国・北海道の動向

環境省は、リサイクルの推進などにより、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成3（1991）年に「再生資源利用促進法」の制定、平成7（1995）年には「容器包装リサイクル法」を制定しました。平成17（2005）年5月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本の方針」を改正しました。この改正では、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理に有料化の推進を図るべきである」との記述が追加され、国の方針として家庭ごみ有料化を推進することが明確化されました。

また、市町村がごみの有料化の導入や制度内容を見直す際の参考とするため「一般廃棄物有料化の手引き」を平成19（2007）年6月に作成し、市町村の家庭ごみ有料化を国全体の方針として示しています。

こうしたことから、道内の各市においても有料化が進み、道内35市のうち、32市（平成30（2018）年4月1日現在）が順次有料化計画を策定し、ごみの減量化に努めています。

### 2 士別市の動向とごみ減量化への取り組み

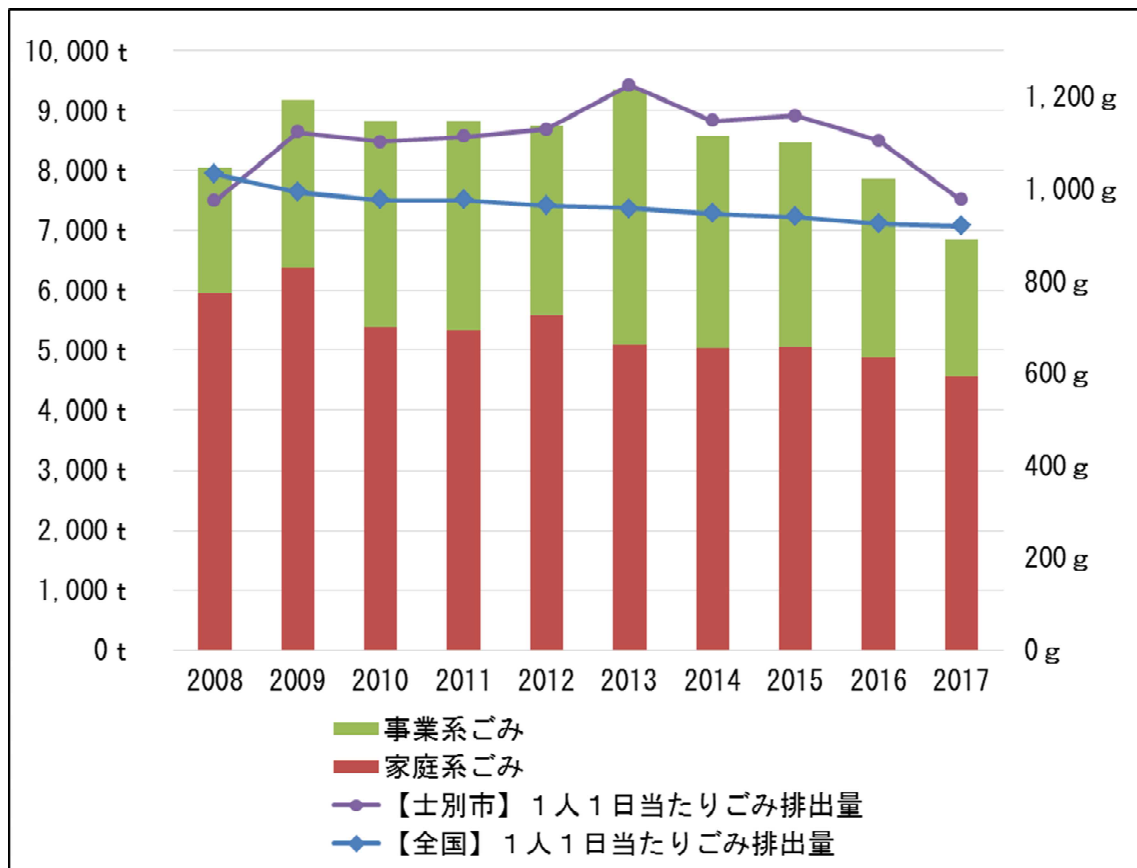
士別市では、平成3（1991）年に、再生資源利用促進法の制定に伴い「缶・びん類」の分別を実施して以降、「ペットボトル・紙パック」、「その他プラスチック・紙類」、「生ごみ」、「衛生ごみ」など、段階的に分別を細分化し、市民の協力のもと資源化を進め、ごみの減量化と埋め立て量の削減を図ってきました。

また、さらなるごみの減量化を図るため、士別市ごみ減量化推進協議会・士別消費者協会と連携し、マイバック・ノーレジ袋運動を行っているほか、食品ロスを減らす取り組みの349（サフォーク）運動、イベント等において資源物の回収容器やリユース食器の貸し出し等を併せて行っており、現在は粗大ごみ・直接搬入ごみを除いて有料化は行っていません。

### 士別市の分別の取り組み

1991（平成3）年4月	缶・びん類の分別の実施
1997（平成9）年4月	ペットボトル・紙パックの分別の実施
2000（平成12）年4月	その他プラスチック・紙類の分別の実施
2013（平成25）年10月	生ごみの分別の実施
2016（平成28）年10月	衛生ごみの分別の実施

図-1 士別市のごみ排出量の推移

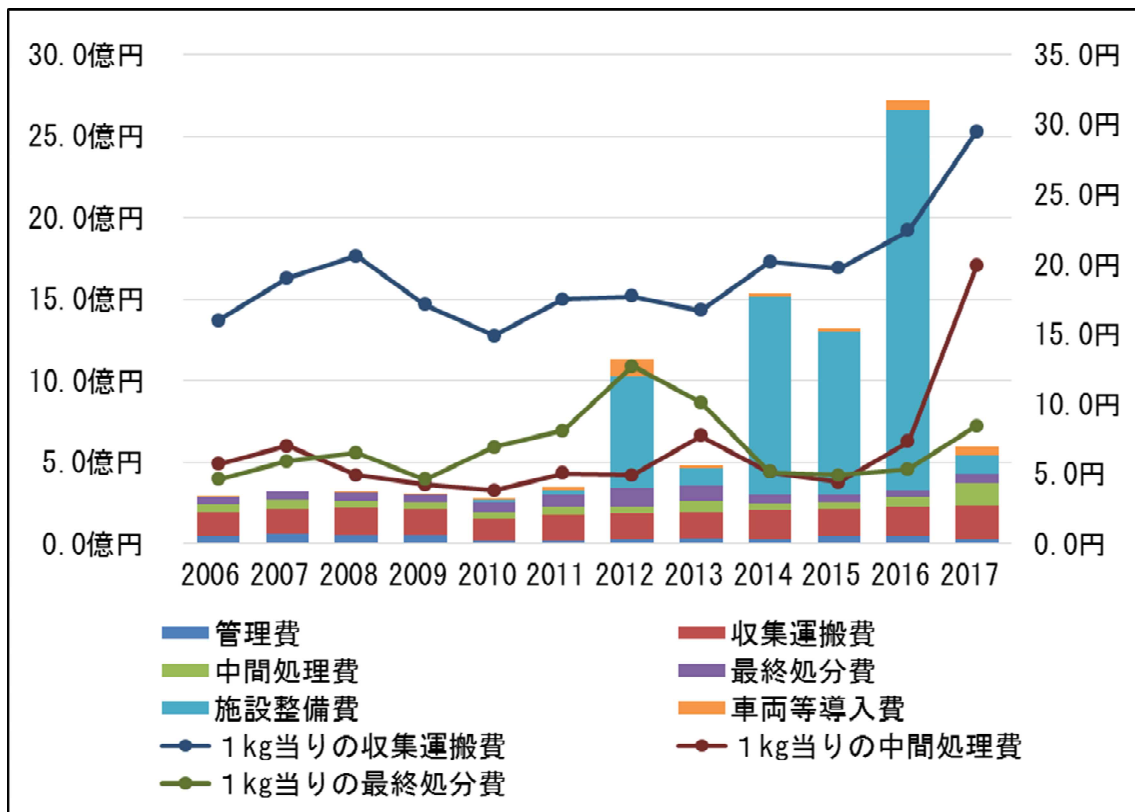


出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査

### (1) ごみ処理経費

本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来により、市税の確保が厳しい状況下において、平成29(2017)年度の実績では、税金を財源とする「ごみ処理経費」は、約4億2千万円（施設整備関連費を除く）で、市民1人あたりに換算すると約22,000円となっており、収集運搬経費及び中間処理費は年々増加傾向にあります。

図-2 ごみ処理経費の推移

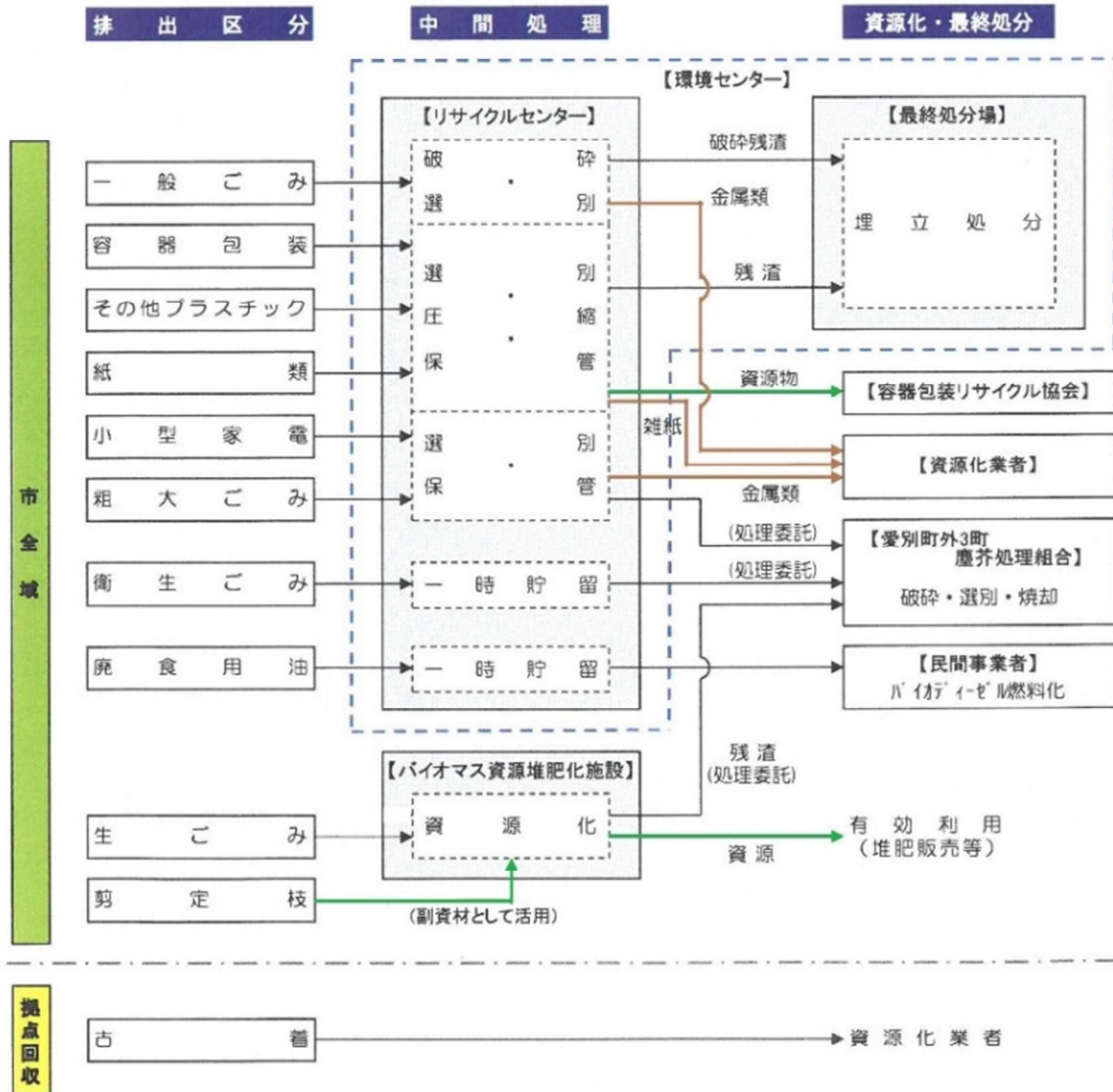


出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査

### (2) 土別市環境センターの建設

昭和58(1983)年から供用を開始した「一般廃棄物最終処分場」は、市民の分別などの協力により、計画上の埋立期間である13年を大幅に超える34年間使用してきましたが、埋め立て容量に達したことから、新たな最終処分場として、循環型社会形成の拠点となる「環境センター（リサイクルセンター、最終処分場）」を建設し、平成29(2017)年4月に供用を開始しました。

図-3 現在のごみ処理体制図



出典：士別市一般廃棄物処理基本計画

## 第2章 ごみ処理の課題と今後の取り組み

### 1 ごみの減量化、資源化による最終処分場の長期間使用

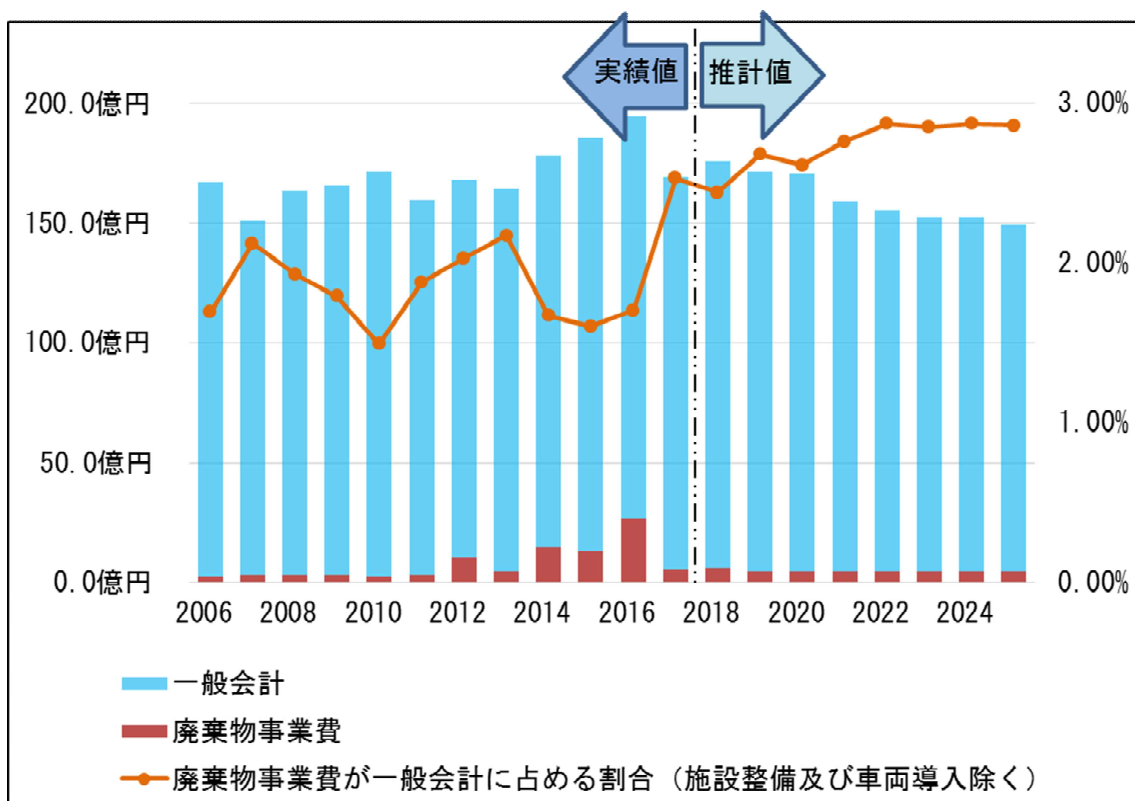
埋め立て計画期間が15年となっている「最終処分場」の長期間使用に向けては、市民、事業所及び行政が一体となって、継続したごみの減量化と分別による資源化を図ることが必要です。

### 2 一般会計におけるごみ処理経費の占める割合の増加

人口減少等により財政規模が縮小する一方で、市の一般会計に占めるごみ処理経費の割合が高まっており、経費の縮減を図らなければなりません。

安定したごみ処理を推進するため、業務の経済性、効率性の向上が必要です。

図-4 一般会計とごみ処理経費



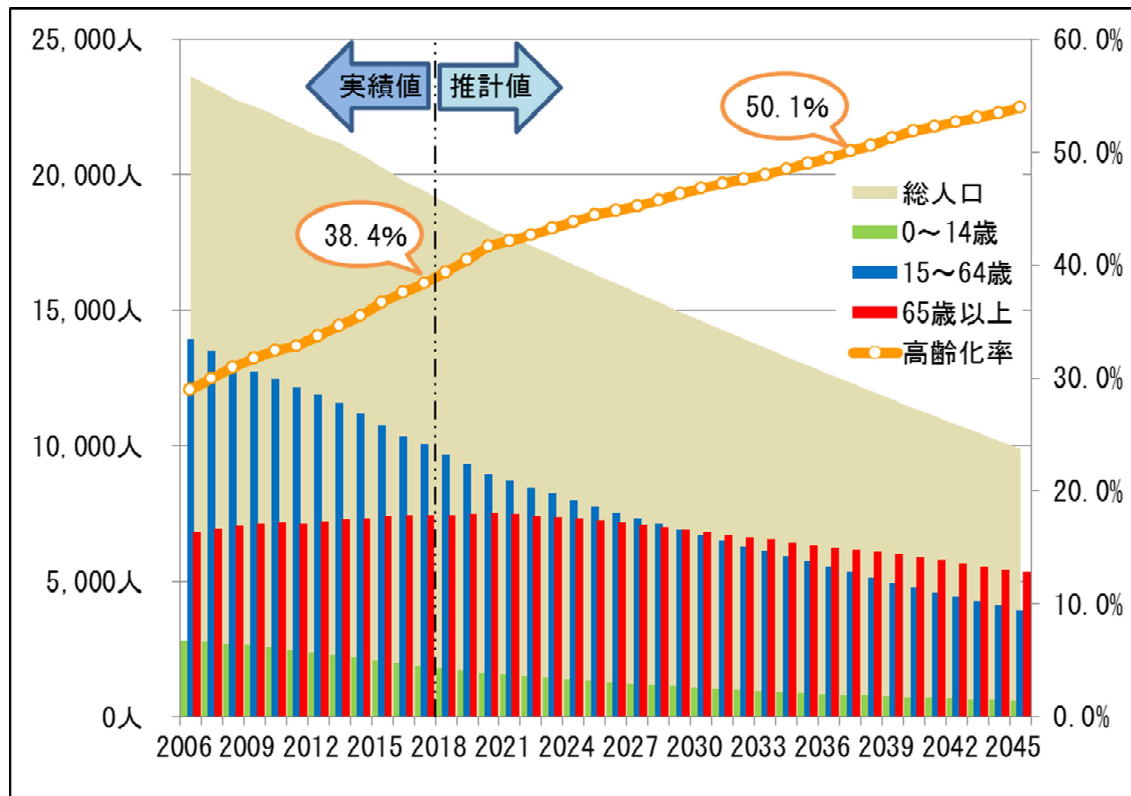
出典：士別市まちづくり総合計画、環境省一般廃棄物処理事業実態調査



### 3 高齢化の進展に伴う分別・排出困難者

65歳以上が人口の4割に迫るなか、加齢により自力でごみが出せなくなる「ごみ出し困難世帯」が増えることが想定され、その対策が課題です。

図-5 人口の構造変化



出典：国立社会保障・人口問題研究所、住民基本台帳（各年9月末）

### 4 収集回数の平準化

中央地区・朝日地区・出張所地区・農村地区で収集回数に違いがあり、収集体制に地域差があります。

### 5 今後の取り組み

本市では、少子高齢化による人口減少に伴い財政規模が縮小する一方で、現状の収集処理体制を将来にわたって維持しつつ、次世代への経済的な負担を軽減させていくことが持続可能な循環型社会形成に向けて必要です。

こうしたことから、さらなるごみの減量や分別・資源化を推進し、収集・処理・処分のごみ処理全般の費用の縮減と埋め立て量の抑制による最終処分場の長期間使用を図るため「家庭ごみ有料化」に取り組みます。

### **(1) 士別市環境審議会の開催**

家庭ごみ有料化の導入は、士別市環境基本条例に基づく「環境の保全・創造の基本的事項及び重要事項」に該当することから、平成29(2017)年10月から計8回環境審議会を開催し、家庭ごみ有料化について審議しました。

### **(2) 士別市環境審議会の答申**

環境審議会からは、平成30(2018)年9月7日に「次世代の負担を軽減するため、ごみの発生・排出削減及び最終処分場への埋め立て量を減量化することにより環境センターを延命化する必要がある、さらなる家庭ごみの減量をリサイクルの推進を目指す必要性と今後の課題を考慮し、家庭ごみ有料化の導入についてはやむを得ない」との答申を受けています。(答申内容一資料編P19)

### 第3章 家庭ごみ有料化による効果

#### 1 ごみの減量とリサイクルの推進

家庭ごみ有料化に伴い、ごみ処理手数料を負担することによって、ごみに対する関心が高まり、ごみ処理の流れや費用、分別の必要性の気づきや認識が促されます。

市民一人ひとりが、ごみの排出抑制に対する意識を持つとともに、ごみの減量や分別・資源化を徹底する取り組みを行い、ごみの減量や5 R（リデュース・リユース・リサイクル・リペア・リフューズ）の推進を図ります。

##### 「5 R」の取り組み

Reduce（リデュース）	ごみをつくらない
Reuse（リユース）	繰り返し使う
Recycle（リサイクル）	再生利用する
Refuse（リフューズ）	ごみになるものを断る
Repair（リペア）	修理して使う

#### 2 ごみ処理費用の負担の公平（排出量に応じた負担）

家庭ごみ有料化は、排出量に応じて費用を負担する仕組みです。多くのごみを出す人と、減量化・分別に努力する人との費用負担の公平性が確保されます。

#### 3 ごみ処理にかかる経費の削減と施設の使用長期化

家庭から排出されるごみが減った場合は、収集や処理に係る経費の削減やエネルギー使用で発生する温室効果ガスの排出を抑制することができます。

さらに、埋め立て量を減らすことによって、一般廃棄物最終処分場の使用期間を長期化することができます。

#### 4 ごみの収集処分体制の維持

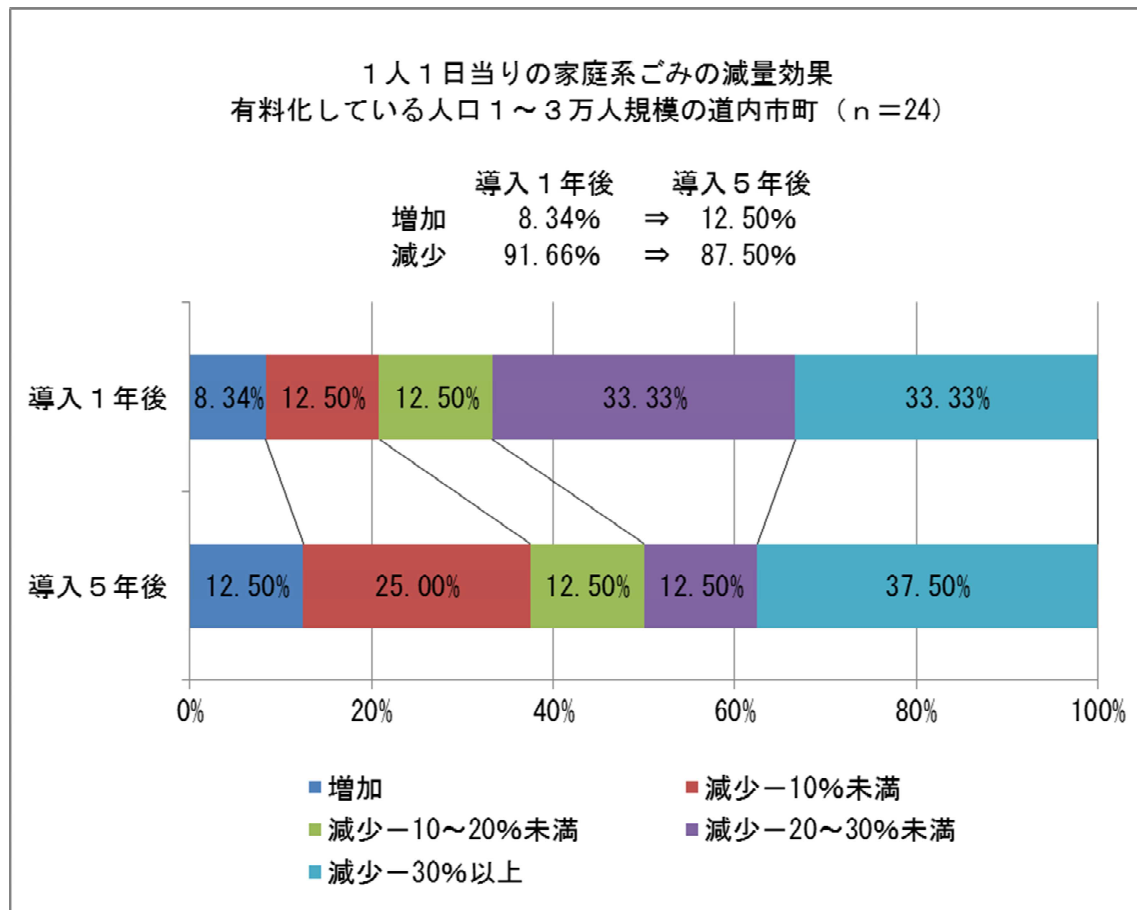
有料化による手数料収入は、戸別収集の維持や分別・排出困難者への対策、拠点回収の設置などの費用の一部に充てることとし、現状のごみ収集処分体制の維持を図ります。

## 5 有料化によるごみ減量効果の維持

家庭ごみ有料化によって、一時的にごみの量が減少しても、減量効果が持続しないのではないかと懸念があります。

既に有料化している市町村の例では、ごみ有料化導入前と、導入1年後と5年後においても、ごみの減量効果の維持が期待されます。

図-6 ごみ有料化導入によるごみ排出量の増減率



出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査

# 家庭ごみ有料化実施のあり方

## 第4章 家庭ごみ有料化の方法

### 1 実施時期

2019年10月1日から実施します。

### 2 対象範囲

#### 有料で収集する品目及び無料で収集する品目

有料で収集する品目	無料で収集する品目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般ごみ</li> <li>・ 衛生ごみ</li> <li>・ 生ごみ</li> <li>・ その他プラスチック</li> <li>・ 粗大ごみ【平成15(2003)年10月実施済】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害ごみ（蛍光管、乾電池等）</li> <li>・ 危険ごみ（カセットボンベ・使い捨てライター等）</li> <li>・ 小型電気製品</li> <li>・ 廃食用油</li> <li>・ ペットボトル</li> <li>・ びん</li> <li>・ 缶</li> <li>・ 紙パック</li> <li>・ 白色トレイ</li> <li>・ 発泡スチロール</li> <li>・ ダンボール</li> <li>・ その他紙製容器包装</li> <li>・ 新聞紙</li> <li>・ 雑誌（のり付け・ホチキスどめ）</li> <li>・ 雑紙</li> <li>・ 空きびん（繰り返し利用するびん）</li> <li>・ 剪定枝</li> <li>※刈り草（道路、公園などの公共の敷地から出たものに限る）</li> <li>※落ち葉（同上）</li> </ul>
直接搬入するごみ（事業系含む）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭（事業）系一般廃棄物</li> <li>・ 粗大ごみ</li> </ul>	

※道路や公園等の公共の敷地から出た「刈り草」・「落ち葉」については、剪定枝の収集日に排出された場合に限り「無料」で収集します。それ以外の場所から出された「刈り草」・「落ち葉」については「一般ごみ」となり「有料」の対象となります。

### 3 手数料負担のしくみ

#### （1）料金体系

国が示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」で、家庭ごみの手数料の料金体系については、『排出量に応じて排出者が手数料を負担する「排出量単純比例型（単純従量制）」が

もっとも簡便で住民にわかりやすい方式である』としており、全国の約90%の市町村が採用しています。

『排出量が一定となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する「一定量無料型」(超過従量制)』などに比べ、制度の運用にあたっては費用が安価であり、排出量を削減する動機付けがしやすいことから、本市においても「排出量単純比例型」を採用します。

## (2) 手数料の支払い方法

手数料の支払い方法としては、手数料を上乗せした「シール方式」と「指定ごみ袋方式」が考えられます。

「シール方式」については、シール自体が小さいため取り扱い及び保管方法が容易であるメリットがあります。しかし、シール作成に要する経費が高いことに加え、シールが小さいために購入後に紛失するなどのデメリットもあります。

一方で「指定ごみ袋方式」については、従来から「生ごみ専用袋」を導入しており、市民にとっても定着しています。また、シール方式に比べて経費も安いなどのメリットもあることから「指定ごみ袋方式」を採用します。なお、道内で家庭ごみ有料化を実施している32市は、いずれも指定ごみ袋方式を採用しています。

手数料の支払い方法は、市が指定する取扱店で、ごみ処理経費の一部を含む指定袋を購入することにより、負担する方法とします。

指定袋の販売は、現在、生ごみ指定袋を取り扱っている取扱店のほか、市内の小売店にも幅広く依頼します。

## (3) 手数料の考え方

手数料の設定にあたっては、平成28(2016)年4月に受益者負担の適正化と料金の設定根拠の明確化を図るために策定された「士別市使用料・手数料の基本方針」との整合を図ります。この基本方針では、急激な料金の増減を緩和するため、改定率の限度を最大で30%としていることや、他市町村との水準などを踏まえて調整することも可能としているところです。

こうしたことから、有料化による市民負担と、有料化を導入している市町村の水準も考慮し、家庭系ごみの処理原価から収入(回収したペットボトルや牛乳パックなどの資源ごみを売って得た収入)を差し引いた残額(平成29年度決算では約3億円)の30%を目安に排出者へ負担を求めます。

また、手数料については、ごみの排出削減効果が期待できる「手数料の多段階化」を採用します。

#### 4 土別市の指定袋の仕様

##### (1) 指定袋の種類と金額

種類	袋の色	単価	容量	袋1枚あたりの手数料
一般ごみ	乳白色 (透過)	3円/リットル	20リットル	60円
			30リットル	90円
			45リットル	135円
衛生ごみ	青色	1.5円/リットル	10リットル	15円
			20リットル	30円
			30リットル	45円
生ごみ	黄色	7円/リットル	3リットル	21円
			6リットル	42円
			12リットル	84円
その他 プラスチック	オレンジ色 (透過)	2円/リットル	30リットル	60円
			45リットル	90円

#### 5 手数料収入の用途

ごみ手数料の用途は、「戸別収集の経費」、「分別・排出困難者対策費」、「古着の拠点回収費」及び「ごみ処理費」の一部に対して重点的に充てることとします。

#### 6 減免措置

家庭ごみ有料化は、市民の新たな経済的負担を伴うため、社会的配慮が必要な次の世帯を対象に「衛生ごみ」の手数料の減免措置を行います。

高齢者については、土別市在宅介護慰労事業が見直された場合に減免措置の対象とします。

##### ◎減免措置の対象

対象世帯
① 新生児から3歳未満の乳幼児が属する世帯
② 土別市障がい者日常生活用具等給付事業実施要綱に規定する排泄管理支援用具のうち、ストマ装具の給付を受けている世帯
③ 土別市障がい者日常生活用具等給付事業実施要綱に規定する排泄管理支援用具のうち、紙おむつの給付を受けている世帯
④ 身体障害者手帳の1・2級の交付を受けていて障害区分が下肢・体幹に該当し、現に紙おむつやストマ装具、蓄尿袋などの装具を利用している世帯

## 第5章 円滑な実施に向けた取り組み

### 1 市民への周知啓発の徹底

家庭ごみ有料化を円滑に実施し、「意識の変化によるごみの減量や5 R推進」、「負担の公平性の確保」、「ごみ処理に関する経費の削減」という目的を達成するためには、市民の十分な理解と協力が必要不可欠です。

#### (1) 市民説明会の開催

自治会・市民を対象とした、「家庭ごみ有料化説明会」を士別市ごみ減量化推進協議会の協力を得て行います。また、出前講座等による各種団体などへの説明の機会を設けます。

#### (2) 各種周知啓発

市民説明会には、時間等の都合により参加できない方がいることも想定されます。そのため、市広報紙や市ホームページの他、様々な媒体や機会を積極的に活用し、家庭ごみ有料化についての啓発を行います。

- ・「広報しべつ」による情報提供
- ・家庭ごみ有料化に関するパンフレットの作成
- ・公共施設、小売店等へのポスター掲示やチラシの配布
- ・市ホームページ、SNS等の活用

### 2 ごみ減量のため、家庭ごみ有料化に併せて実施する施策の拡充

#### (1) 分別・排出困難者対策

高齢化社会の進展により、ごみの分別・排出が困難になる世帯が増えると考えられます。日頃の収集から分別・排出が困難な世帯を把握し、必要に応じて支援を行います。

#### (2) 古着の拠点回収の拡大

古着回収ボックス設置箇所を拡大し、資源化を推進することで、埋め立て量の削減を図ります。

#### (3) 環境教育・学習

ごみの減量化等に関する、環境教育・学習を行い広く市民の理解を深めます。

#### (4) マイバック・ノーレジ袋運動の拡大

現在行っているマイバック・ノーレジ袋運動の市民啓発を行うとともに、市内の各店舗に積極的に呼びかけを行い、協力店の拡大に努め、レジ袋の排出量を削減します。



### (5) 不法投棄への監視パトロールの強化

警告看板・監視カメラの設置、パトロールなどにより、不法投棄が発生しないような対策を講ずるとともに、警察などの関係機関と連携を図りながら、地域の環境保全や環境美化を推進します。

### (6) 不適正排出への対応

指定ごみ袋に入れられていない、分別ができていない、あるいは収集日が異なるなど、不適正に排出されたごみについては、口頭での説明を基本とし、不在の場合には、回収できない理由を明示したシールを貼付し、適正排出への指導を行います。

## 3 評価と見直し

家庭ごみ有料化に関する評価については、士別市環境審議会に報告し、意見をとりまとめ公表します。また、「士別市使用料・手数料」の見直しに併せて、4年に1回の頻度で、制度の見直しについて検討します。

## 第6章 今後のスケジュール

9月30日まで	市内全域での市民説明会の開催
9月1日から	指定ごみ袋の取扱店での販売開始
10月1日から	指定ごみ袋によるごみの収集開始 「一般ごみ」、「衛生ごみ」、「生ごみ」、「その他プラスチック」有料化の実施
10月1日から 11月30日まで	「生ごみ」、「衛生ごみ」は従前の指定袋で排出できる経過措置期間
12月1日から	家庭ごみ有料化完全実施

## 第7章 粗大ごみ、直接搬入ごみの料金設定

士別市使用料・手数料の見直しの考え方にに基づき、粗大ごみ・直接搬入ごみ処分手数料についても見直します。

改定年月	粗大ごみ	直接搬入ごみ
平成31(2019)年10月	322円/10kg	65円/10kg
平成32(2020)年4月	-	85円/10kg
平成33(2021)年4月	371円/10kg	102円/10kg

※「直接搬入ごみ」は、3段階の引き上げ後、処理原価を再計算し手数料を改定します。



# 資料編

1	士別市環境審議会審議経過	17
2	士別市環境審議会からの答申	18
3	士別市環境審議会委員名簿	20
4	士別市家庭ごみ有料化実施計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果	21

## 1 士別市環境審議会審議経過

時 期	内 容
平成 29(2017)年 10 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭ごみ有料化に向けた検討について</li> </ul>
平成 30(2018)年 2 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭ごみ有料化スケジュールについて</li> </ul>
平成 30(2018)年 5 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭ごみ有料化実施計画（素案）について</li> </ul>
平成 30(2018)年 6 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭ごみ有料化実施計画（素案）について</li> <li>・ 一般廃棄物に処理に係る「事業費の収支」及び積算対象事業費について</li> <li>・ 家庭ごみ手数料の徴収方法及び料金体系について</li> <li>・ 家庭ごみ有料化対象範囲及び試算について</li> </ul>
平成 30(2018)年 7 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ処理施策等について</li> <li>・ 手数料の検討について</li> </ul>
平成 30(2018)年 8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ処理手数料の設定について</li> <li>・ 家庭ごみ有料化実施計画（素案）について</li> </ul>
平成 30(2018)年 9 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭ごみ有料化対象額及び用途について</li> <li>・ 家庭ごみ有料化実施計画（素案）について</li> </ul>
平成 30(2018)年 11 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭ごみ有料化実施計画（案）パブリックコメントの結果について</li> <li>・ 家庭ごみ有料化に伴う条例改正について</li> <li>・ 手数料設定の考え方について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> <li>・ 有料化に併せて実施する事業について</li> </ul>

## 2 士別市環境審議会からの答申

平成30年9月7日

士別市長 牧野勇司様

士別市環境審議会  
会長 大崎良夫

「士別市家庭ごみ有料化実施計画（案）について」（答申）

標記「士別市家庭ごみ有料化実施計画（案）」について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 はじめに

本審議会は、平成29年10月に、委員の委嘱を受けて以降「家庭ごみ有料化」について、慎重に審議を進めてきた。審議にあたっては、実施計画の根幹となる目的や現状の課題、さらには、有料化の対象範囲や求める負担割合、有料化に伴う負担軽減対策などについて、それぞれ議論し検討を重ねてきた。

この答申で提言する内容を真摯に受け止め、市民に対して十分な周知を行ったうえで、家庭ごみ有料化を実施することを要望する。

#### 2 実施計画（案）策定における基本的考え方

士別市はこれまで、ごみの分別収集を徹底することで、ごみの減量化を目指し、市民一人ひとりのご理解とご協力によって埋め立て量を削減してきた。しかし、次世代の負担を軽減するため、ごみの発生・排出削減及び最終処分場への埋め立て量を減量化することにより、「環境センター」を延命化する必要がある。

延命化するにあたっては、さらなる「家庭ごみの減量とリサイクルの推進」を目指す必要と今後の課題を考慮し、本審議会としては、「家庭ごみ有料化」はやむを得ないものとの結論に至った。

また、市が示した「求めるべき負担割合」は、本市の「使用料手数料」との整合性が図られ、その考えについては了承するものの、手数料の設定については、市民負担を考慮した単価設定とすることが必要である。

さらに、有料化に伴って、ごみ処理の課題に応じた新たな施策も行い、より一層のごみ減量とリサイクルの推進を図られなければならないと考える。

### 3 ごみ処理の課題

「基本的な考え方」で示した課題については、次の4点とする。

- ① 高齢化の進展に伴う「分別」・「排出」困難者の増加
- ② 一般会計におけるごみの処理経費の占める割合の増加
- ③ 環境センター（最終処分場）の延命化
- ④ 収集回数の平準化

これらの課題を解消するため、市においては、可能な限り経費の削減を行うとともに、有料化に伴って実施する施策における費用の増加と排出削減効果の検証を行い、課題解消に努めること。

### 4 審議会からの付帯意見

「士別市家庭ごみ有料化実施計画」の策定にあたり、次の点について本審議会として提言する。

- ① 「家庭ごみ有料化」を実施するに際して、短期間での手数料の改定を行わないなど持続可能で長期的な制度設計とすること。
- ② 高齢化の進展に伴い、排出困難世帯が増加する見込みであるため、市が実施する「戸別収集」は、今後も継続して実施すること。
- ③ ごみ処理手数料を設定するにあたり、市民負担を考慮した額とすること。また、ごみの排出削減効果が期待できかつ、市民一人ひとりの創意工夫によって負担軽減が可能とする仕組みである「手数料の多段階化」を導入すること。
- ④ 社会的な配慮が必要な世帯が排出する「衛生ごみ」については、経済的負担の軽減が可能となる施策を実施すること。
- ⑤ 目的を達成するためには、市民の十分な理解と協力が不可欠であることから、広く市民に対して意見聴取を行うことを目的としてパブリックコメントを実施し、さらに、地域に出向いての説明や広報紙及びホームページ等を活用しながら、周知啓発の徹底に努めること。

### 3 士別市環境審議会委員名簿

役職等	氏 名	備考
会 長	大 崎 良 夫	学識経験
副会長	石 川 敏	学識経験
委 員	都 研 司	市長選出 (士別市ごみ減量化推進協議会)
委 員	喜 多 武 彦	市長選出 (士別消費者協会)
委 員	佐々木 幸 二	市長選出 (士別商工会議所)
委 員	浅 田 大 祐	市長選出 (朝日商工会)
委 員	後 藤 和 博	市長選出 (北ひびき農協)
委 員	牧 健 一	市長選出 (士別市教頭会)
委 員	南 條 忠 勝	市長選出 (士別地区森林組合)
委 員	山 本 康 弘	市長選出 (てしおがわ土地改良区)
委 員	加 納 由美子	一般公募
委 員	細 川 智 博	一般公募

#### 4 士別市家庭ごみ有料化実施計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果

(1) 募集期間 平成30年9月14日から平成30年10月17日

(2) 意見提出者数 3名 (3) 提出方法 ファックス2件、郵送1件

No.	寄せられた意見の概要	市の考え方
1	<p>有料化についてももう少し一考願います。最終処分場を建設し、維持にお金がかかるから有料化とはいかがなものか</p> <p>他の町より捨て方が煩雑であり、有料化が仕方ないのであれば、捨て方の簡略化を望む。</p>	<p>家庭ごみ有料化は、ごみの減量化や分別・資源化を推進し、ごみ処理全般の費用の縮減と、埋め立て量の抑制を図ることを目的に、実施したいと考えております。</p> <p>有料化に取り組むことによって、ごみが減量化され、最終処分場の長期使用が可能となり、次世代への経済的な負担を減らす効果が期待されます。</p> <p>現在行っている分別方法は、ごみの減量化につながることから、引き続き維持していきたいと考えておりますので、ご理解願います。</p>
2	<p>有料化反対。</p> <p>道路に捨てられたごみ、街路樹の枝 枯葉等は市で定期的に清掃して回収してもらえるようになるのか。</p>	<p>家庭ごみ有料化は、ごみの減量化や分別・資源化を推進し、ごみ処理全般の費用の縮減と、埋め立て量の抑制を図ることを目的に、実施したいと考えております。</p> <p>道路の維持管理及び道路パトロールは、旭川開発建設部や旭川建設管理部、士別市施設維持センターがそれぞれ行っており、ごみを発見した場合は回収しています。落ち葉については通行に支障がでない範囲の中での管理を行っています。</p> <p>道路清掃として、近隣住民がごみ等を回収いただいている場合は、ボランティア清掃にあたることから、今まで通り市販袋で排出していただくことを考えておりますので、ご協力をお願いいたします。</p>
3	<p>グリーンベルト（広通り）の中央部に植えられている木の落ち葉は多量であり、通行に不安を感じる時がある。行政として、管理を強化すべき。</p> <p>北星公園の周りがある樹木の落ち葉が多く近隣住民でごみとして出しているが、有料化になったらどのようなようになるのか、アイデアをいただきたい。</p> <p>公園にミニ花壇を造ったが、有料化になった後のごみ清掃したときのごみはどのようにしたらよいか。</p>	<p>「広通り」の落ち葉については、士別市施設維持センターで、通行に支障がでない範囲の中での管理を行っています。</p> <p>公園付近の樹木の落ち葉を近隣住民で回収いただいている場合は、ボランティア清掃にあたることから、今まで通り市販袋で排出していただくことを考えておりますので、ご協力をお願いいたします。</p>